# 電気料金種別 定義書

【東京電力エリア】

【コスモでんきポイントプラス

オール電化】

2024年5月1日実施

## 目次

| Ι  | 総  | 則                    | 2  |
|----|----|----------------------|----|
|    |    | 適用                   |    |
|    | 2  | 定義                   | .2 |
|    |    | 契約種別                 |    |
|    | 4  | 時間帯区分                | .2 |
|    |    | 適用条件                 |    |
|    | 6  | 電気料金                 | .4 |
|    |    | 使用電力量の算定             |    |
|    |    | 契約期間                 |    |
|    | 9  | 契約種別, 契約電流または契約容量の変更 | .5 |
|    | 10 | 本定義書の変更および廃止         | .5 |
| 附  | ţ  | Ŋ                    | 7  |
| コフ | ξŦ | でんきポイントプラス要綱         | 8  |
| 別  | ā  | 통1                   | .0 |

## I 総則

## 1 適用

電気料金種別定義書【東京電力エリア】[コスモでんきポイントプラスオール電化](以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款[個人向け低圧](以下「需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへコスモでんき小売電気事業者が電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件を定めたものです。また、本定義書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く、別表4で定める提供エリアに適用いたします。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

## 2 定義

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、 毎年1月1日から3月31日までの期間,2月1日から4月30日までの期間,3月1日 から5月31日までの期間,4月1日から6月30日までの期間,5月1日から7月31日 までの期間,6月1日から8月31日までの期間,7月1日から9月30日までの期間,8 月1日から10月31日までの期間,9月1日から11月30日までの期間,10月1日から 12月31日までの期間,11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から 翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2月29日までの期間といた します。)をいいます。

## 3 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。なお、 d ポイント付与等の付帯サービスの詳細はコスモでんきポイントプラス要綱に定めます。

コスモでんきポイントプラスオール電化

## 4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間 夜間時間以外の時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前 1時から午前 6時までの時間をいいます。

## 5 適用条件

## (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のすべてに該当し,かつコスモでんきポイントプラスオール電化の申込みを行い,当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- イ 4 (時間帯区分) に定める夜間時間以外から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- □ 契約電流または契約容量が次のいずれかに該当すること。
  - ① 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。また、1需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電流と動力の契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電流と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
  - ② 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。また、1需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約容量と動力の契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約容量と契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## 八 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

#### (2) 契約電流および契約容量

イ (1)ロ① の場合,契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、原則として、お客さまの申出によって定めます。この場合、一般送配電事業

者が設置する電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。)または一般送配電事業者が設置する 電流を制限する計量器により, 契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし, お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には, 電流制限器等 または電流を制限する計量器 を取り付けないことがあります。

- □ (1)□②の場合,契約容量は,契約主開閉器の定格電流にもとづき,別表2で算定された値といたします。この場合,契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお,一般送配電事業者または当社は契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認します。ただし,契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り,需要場所における負荷設備および受電設備の内容,1年間を通じての最大の負荷,同一業種の負荷率,操業度等を基準として,お客さまと当社との協議によって契約容量を定めることができるものとします。この場合,料金およびその他必要な条件について,本定義書および需給約款によらず,お客さまと当社との間で協議により個別に定めることがあります。
- 八 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電流またはロで定めた契約容量が不適当と当社が 認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議を実施し、契約電流ま たは契約容量(以下「契約容量等」といいます。)の変更をすることができるものとします。

## (3) その他

電流制限器等や契約主開閉器等を無断で取り外す,交換する等により,電灯または小型機器を使用することは不正利用となり,当社は,契約の終了もしくは別に定める違約金を申し受けることがあります。

#### 6 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金、および需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表 3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3(燃料費調整)(1)口に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、基本料金、電力量料金は別表 1(電気料金)のとおりとします。

## 7 使用電力量の算定

料金の算定期間における各時間帯区分別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、需給約款19(使用電力量の計量)に準じて算定するものといたします。

## 8 契約期間

- (1) 契約期間は、需給約款8(需給契約の成立)に定める需給契約が成立した日から、需給約款11(供給の開始)に定める料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、 契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契 約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、コスモでんき小売 電気事業者および当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番 号を、当社 WEB サイト上に掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と判断し た方法によりお知らせいたします。

## 9 契約種別,契約電流または契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約種別、契約電流または契約容量の変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約種別、契約電流または契約容量にもとづく料金の適用開始日は、変更を 承諾したのちに到来する検針期間等の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って、本定義書以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。また、本定義書の契約種別から本定義書以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、本定義書の契約種別を適用いたしません。
- (3) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約種別,契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更したのちに到来する検針期間等の始期から1年目の日が属する月の検針期間等の始期まで、契約種別、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (4) 契約種別,契約電流または契約容量の変更にともない,当社がお客さまに対し,供給条件の説明,契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は,需給約款 31(需給契約の変更)(2)によります。

## 10 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款 2(需給約款の変更)によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび 廃止日を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知いたしま す。
- (3) 本定義書の廃止にともない,当社がお客さまに対し,供給条件の説明,契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は,需給約款2(需給約款の変更)(3)に準じます。
- (4) 当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または調達費用等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。
  - イ 当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日(以下「本適用開始日」といいま

- す。)を当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法,電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。
- □ お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の30日前までに、当社に対してその旨を通知することで需給契約を解除することができます。この場合には、需給契約は需給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了します。
- ハ ロに定める期限までに、お客さまより通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金を承諾したものとみなし、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします。

## 附 則

## 1 実施期日

本定義書は、2024年5月1日から適用いたします。

## コスモでんきポイントプラス要綱

## 1 dポイントの付与

当社は、お客さまから毎月の電気料金のお支払いが確実となった後、毎月の電気料金に応じて、付与時点の d アカウントに対し、3 (d ポイントの計算方法)によりお客さまに付与する d ポイントを計算し、その結果を株式会社NTT ドコモに提供します。当社から提供された情報に基づき、株式会社NTT ドコモからお客さまに d ポイントが付与されます。なお、原則として電気料金確定の翌月末までに付与されるものとします。

## 2 dアカウントの登録

dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよび dポイントクラブの会員資格を保有している必要があります。お客さまは、当社お客さまページ(マイページ)にてdアカウントのIDとパスワードを入力する必要があります。お客さまが当社お客さまページ(マイページ)にてdアカウントのIDとパスワードを入力しない場合、dポイントは付与されません。

## 3 dポイントの計算方法

お客さまに付与される d ポイントは、毎月の電気料金のうち燃料費調整額,離島ユニバーサルサービス調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金,消費税及び地方消費税相当額を除いた額(以下「ポイント対象電気料金」といいます。)に応じて、本件ポイント対象電気料金に下表の付与率(以下「付与率」といいます。)を乗じて計算いたします。なお、計算結果については、1 円を1 ポイントと読み替えることとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

| ポイント対象電気料金         | 付与率 |
|--------------------|-----|
| 10,000円未満          | 1 % |
| 10,000円以上16,000円未満 | 3%  |
| 16,000円以上          | 5%  |

## 4 dポイントの確認方法

お客さまに付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブ会員の WEB サイトにてご確認いただけます。

### 5 dポイントの付与に関する免責

以下の場合、dポイントは付与されません。

(1) 2 (dアカウントの登録)によるdアカウントの登録が適切に行われなかった場合

- (2) 解約時にdアカウントの登録がなかった場合
- (3) 電気料金をお支払いいただけなかった場合
- (4) その他, 需給約款等に違反があった場合
- (5) 登録されたdアカウントが失効した場合
- (6) dポイントクラブを退会された場合
- (7) 株式会社NTT ドコモの定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づく d ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合なお、 d ポイントが付与されない場合であって も、解除等によりコスモでんきポイントプラスの契約が解消されない限り、コスモでんきポイントプラスの契約は継続されます。また、上記(7)ならびに株式会社NTT ドコモの定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約の変更等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

## 6 その他

d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントの内容に関する事項は、別途株式会社NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づくものとします。

## 別表

## 1 電気料金

(1) 基本料金(1契約につき)

基本料金は、契約電流または契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 30 アンペア        | 935.25円   |
|---------------------|-----------|
| 契約電流 40 アンペア        | 1,247.00円 |
| 契約電流 50 アンペア        | 1,558.75円 |
| 契約電流 60 アンペア        | 1,870.50円 |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 311.75円   |

(2) 電力量料金(1キロワット時につき)

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

| 1 キロワット時につき | 35.76 円 |
|-------------|---------|
|-------------|---------|

□ 夜間時間

| 1 キロワット時につき |
|-------------|
|-------------|

## 2 契約容量の算定方法

5(2)口における契約容量は、次により算定いたします。

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)× $\frac{1}{1,000}$ 

なお, 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は, 200 ボルトといた します。

## 3 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
  - イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

a,  $\beta$ ,  $\gamma$ は, 次のとおりといたします。

|         | а      | β      | Υ      |
|---------|--------|--------|--------|
| 東京電力エリア | 0.0048 | 0.3827 | 0.6584 |

なお,各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格,1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は,1円とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## □ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は,各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお,燃料費調整単価の単位は,1銭とし,その端数は,小数点以下第1位で四捨五入いたします。

① 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

燃料費 = (基準燃料価格 – 平均燃料価格) 
$$\times$$
  $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$  調整単価

② 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費 = (平均燃料価格 – 基準燃料価格) 
$$\times$$
  $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$  調整単価

## ③ 基準燃料価格

| 東京電力エリア | 86,100 円 |
|---------|----------|
| 木が电力エブ  | 00,10013 |

八 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その 平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用い たします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおり といたします。

| 平均燃料価格算定期間         | 燃料費調整単価適用期間      |
|--------------------|------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る検針期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る検針期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る検針期間 |

| 毎年4月1日から6月30日までの期間 その年の9月の料金に係る検針期間 日本5月1日から7月31日までの期間 その年の10月の料金に係る検針期間 その年の11月の料金に係る検針期間 その年の11月の料金に係る検針期間 その年の11月の料金に係る検針期間 その年の12月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の2月の料金に係る検針期間 翌年の1月1日から11月30日までの期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 毎年10月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間間 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 翌年の5月の料金に係る検針期間 別間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) |                       | ,                  |
|--|-----------------------|--------------------|
| 問     毎年6月1日から8月31日までの期間    その年の11月の料金に係る検針期間  | 毎年4月1日から6月30日までの期間    | その年の9月の料金に係る検針期間   |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 その年の11月の料金に係る検針期間 その年の12月の料金に係る検針期間 その年の12月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 翌年の2月の料金に係る検針期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 翌年の3月の料金に係る検針期間   | 毎年5月1日から7月31日までの期間    | その年の 10 月の料金に係る検針期 |
| 問 毎年7月1日から9月30日までの期間 その年の12月の料金に係る検針期間   |                       | 間                  |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間その年の12月の料金に係る検針期間毎年8月1日から10月31日までの期間翌年の1月の料金に係る検針期間毎年9月1日から11月30日までの期間翌年の2月の料金に係る検針期間毎年10月1日から12月31日までの期間翌年の3月の料金に係る検針期間毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間翌年の4月の料金に係る検針期間毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2翌年の5月の料金に係る検針期間  | 毎年6月1日から8月31日までの期間    | その年の 11 月の料金に係る検針期 |
| 問 毎年8月1日から10月31日までの期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 毎年9月1日から11月30日までの期間 翌年の2月の料金に係る検針期間 毎年10月1日から12月31日までの期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間 間 翌年の2月28日までの期間 翌年の5月の料金に係る検針期間 関 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 翌年の5月の料金に係る検針期間   |                       | 間                  |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 翌年の1月の料金に係る検針期間 毎年9月1日から11月30日までの期間 翌年の2月の料金に係る検針期間 毎年10月1日から12月31日までの期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間 間  | 毎年7月1日から9月30日までの期間    | その年の 12 月の料金に係る検針期 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 翌年の2月の料金に係る検針期間 毎年10月1日から12月31日までの期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間間 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 翌年の5月の料金に係る検針期間 期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2  |                       | 間                  |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間 間 毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2   | 毎年8月1日から10月31日までの期間   | 翌年の1月の料金に係る検針期間    |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 翌年の3月の料金に係る検針期間 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間 間 毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2   |                       |                    |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間間  | 毎年9月1日から11月30日までの期間   | 翌年の2月の料金に係る検針期間    |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 翌年の4月の料金に係る検針期間間  |                       |                    |
| 間 毎年12月1日から翌年の2月28日までの 翌年の5月の料金に係る検針期間 期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2   | 毎年10月1日から12月31日までの期間  | 翌年の3月の料金に係る検針期間    |
| 間 毎年12月1日から翌年の2月28日までの 翌年の5月の料金に係る検針期間 期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2   |                       |                    |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの 翌年の5月の料金に係る検針期間 期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2   | 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期 | 翌年の4月の料金に係る検針期間    |
| 期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2  | 間                     |                    |
|  | 毎年12月1日から翌年の2月28日までの  | 翌年の5月の料金に係る検針期間    |
| 月29 日までの期間)  | 期間(翌年が閏年となる場合は,翌年の2   |                    |
|  | 月29 日までの期間)           |                    |

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。基準単価は、1 キロ ワット時につき、次のとおりといたします

| 0.183円 |
|--------|
|        |

## 4 提供エリア

| 東京電力エリア | 栃木県,群馬県,茨城県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,山梨県,静岡県(富士山以東) |
|---------|---|
|---------|---|